

結果通知事項とその回答対照表

関東管区行政評価局

行政評価・監視（調査）名	公共用施設等における喫煙対策に関する実態調査				
結果通知先	国の機関ほか	実施年月日	平成17年12月1日	回答年月日	平成18年2月1日
結果通知事項			回答		
<p>国の機関における喫煙対策の状況</p> <p>1 庁舎、施設建物内における禁煙・分煙の状況</p> <p>今回、当局が、庁舎内に空間分煙設備を設けている28機関及び4合同庁舎共用部分における喫煙場所合計111か所について、受動喫煙防止対策通知及び喫煙対策人事院指針の適合状況を調査した結果、空間分煙措置が受動喫煙防止対策通知及び喫煙対策人事院指針を満たしていないものが71か所みられた。</p> <p>これらの空間分煙措置が不十分な喫煙場所71か所における改善の実施又は改善を図る具体的な改善計画・予定の有無の状況をみると、当局による調査の機関中に改善が実施されたもの9か所（13%）、改善を図る具体的な計画・予定があるもの31か所（44%）、改善に向けて具体的な検討を行っているもの21か所（30%）であるのに対し、改善を図る具体的な計画・予定がなく、具体的な検討も行われていないもの10か所（14%）となっている。</p> <p>以上のように、国の機関については、空間分煙措置が不十分かつ改善の予定が低調なものもあると認められ、受動喫煙防止対策を促進する観点から、空間分煙設備が受動喫煙防止対策通知及び喫煙対策人事院指針を満たさない喫煙場所を有する機関は、受動喫煙防止対策通知及び喫煙対策人事院指針に沿うよう、次のような対策を積極的に推進する必要がある。</p> <p>廃止する予定がある喫煙場所、空間分煙措置の具体的な改善計画・予定がある喫煙場所については、当該計画・予定に沿った適切な改善の実施を行うこと。</p> <p>空間分煙措置の改善に向けて具体的な検討を行っている喫煙場所については、受動喫煙防止対策通知及び喫煙対策人事院指針の趣旨に沿った改善計画・予定を早急に策定すること。</p> <p>空間分煙措置の改善を図る計画・予定がなく、具体的な検討も行われていない喫煙場所については、受動喫煙防止対策通知及び喫煙対策人事院指針の趣旨に沿った改善計画・予定の策定に向けて、早急に検討を行うこと。</p> <p>合同庁舎の共用部分に設置された喫煙場所で、改善について管理官署と入居官署で協議を要するものについては、受動喫煙防止対策通知及び喫煙対策人事院指針の趣旨に沿った改善が図れるよう、早急に協議を行うこと。</p>			<p>国の機関における喫煙対策の状況</p> <p>1 庁舎、施設建物内における禁煙・分煙の状況</p> <p>空間分煙措置が不十分な喫煙場所62か所に関する廃止又は空間分煙措置の改善については、次のとおり実施するとの回答があった。</p> <p>平成17年度中に廃止したもの（24か所）</p> <p>平成17年度中に廃止する予定であるもの（8か所）</p> <p>平成17年度中に改修工事を完了し、改善を図る予定であるもの（16か所）</p> <p>平成17年度中に新たな喫煙室を設置すると同時に廃止する予定であるもの（1か所）</p> <p>平成18年度中に廃止する予定であるもの（2か所）</p> <p>平成18年度中に新たな喫煙室を設置すると同時に廃止する予定であるもの（3か所）</p> <p>平成17年度中に、庁内に総務課長を座長とした「受動喫煙防止対策検討会」を設置し、対策を検討しているもの（6か所）</p> <p>庁内に受動喫煙防止対策を検討する検討会を設置する準備を行っており、当該検討会において対策を検討する予定であるもの（2か所）</p>		

## 2 空気環境測定の様況

今回、調査対象とした喫煙対策人事院指針の適用のある喫煙場所を管理している 28 機関について、平成 15 年度以降の空気環境測定の実施状況を調査したところ、空気環境測定を実施している機関は 6 機関（21%）に止まり、22 機関（79%）は空気環境測定が未実施となっている。

このような状況から、庁舎内に喫煙室等を設置している機関は、空間分煙の効果を把握し、受動喫煙防止対策を促進する観点から、健康増進法及び喫煙対策人事院指針等に沿うよう喫煙場所及びその周辺の空気環境測定を推進する必要がある。

また、空気環境測定を実施している機関においても、喫煙対策人事院指針に不適合な測定結果が出ている喫煙場所については、その原因を究明し、必要な設備を設ける等の改善措置を講ずる必要がある。

### 国以外の機関における喫煙対策の様況

#### 1 日本郵政公社の施設

調査対象 5 施設における建物内の喫煙場所 23 か所について、受動喫煙防止対策通知、新ガイドライン等の適合状況を調査した結果、空間分煙措置が受動喫煙防止対策通知、

## 2 空気環境測定の様況

空気環境測定を実施していない機関については、次のとおり実施するとの回答があった。

喫煙場所をすべて廃止するため、実施の必要がなくなった機関（4 機関）

平成 17 年度中に実施している機関（3 機関）

平成 17 年度中又は 18 年度中に実施する予定である機関（9 機関）

平成 18 年度中に実施を検討している機関（3 機関）

19 年度の新庁舎移転後に実施する予定である機関（1 機関）

平成 17 年度中に、庁内に総務課長を座長とした「受動喫煙防止対策検討会」を設置し、対策を検討しているもの（1 機関）

庁内に受動喫煙防止対策を検討する検討会を設置する準備を行っており、当該検討会において対策を検討する予定であるもの

（1 機関）

また、空気環境測定の測定結果が喫煙対策人事院指針に不適合な測定結果が出ている喫煙場所がある 6 機関については、次のとおり回答があった。

空気環境測定を継続して実施し、経過をみている機関（5 機関）

空気環境測定を継続して実施するとともに、喫煙室の設置状況にあわせて、同時利用者の人数の制限や、一定の空気の流れを確保するために、密閉性を高める、のれんをたらしめて開口面積を調整するなどの改善措置を実施している機関（1 機関）

### 国以外の機関における喫煙対策の様況

#### 1 日本郵政公社の施設

空間分煙措置等が不十分な喫煙場所 18 か所に関する廃止又は空間分煙措置の改善については、次のとおり

新ガイドライン等を満たしているものが3か所(13%)であるのに対し、空間分煙設備が受動喫煙防止対策通知、新ガイドライン等を満たしていないもの20か所(87%)に達している。

これらの空間分煙措置が受動喫煙防止対策通知、新ガイドライン等を満たしていない20か所の喫煙場所における改善の実施又は改善を図る具体的な改善計画・予定の有無の状況を見ると、当局による調査の機関中に改善が実施されたものが2か所(10%)あるが、残りの18か所(90%)は、改善に向けて検討が行われているものの、具体的な計画・予定の策定に至っていない。

以上のように、郵便局等については、空間分煙措置等が不十分であると認められ、施設利用者及び職員の受動喫煙防止対策を促進する観点から、空間分煙措置の改善に向けて具体的な検討を行っている喫煙場所について、受動喫煙防止対策通知、新ガイドライン等の趣旨に沿った改善計画・予定を早急に策定する必要がある。

#### 路上喫煙防止対策の状況

今回、主に関東甲信越地方を所掌する国の行政機関が集中し、国の防災拠点としても位置付けられ、地方公共団体や民間事業者の施設等が設置されている「さいたま新都心における東西歩行者デッキ」を例にとり、路上喫煙防止対策の実態を調査したところ、次のような状況がみられた。

歩行者デッキの施設管理については、国の行政機関及び日本郵政公社の機関を含む16の施設管理者がそれぞれの敷地内の通路として個別管理しており、「さいたま新都心街づくり推進協議会」(以下「協議会」という。)の構成員になっている。

そのうち、9施設管理者を選定し、当該歩行者デッキにおける喫煙防止対策の実施状況を調査した結果、次のように、各施設管理者における対応が区々となっている状況が認められた。

- 「禁煙マーク」の掲示のあるもの(1施設管理者)
- たばこの吸殻のポイ捨てを禁止しているもの(5施設管理者)
- 歩行者デッキに喫煙場所を設けているもの(1施設管理者)
- 特に何の措置もされていないもの(3施設管理者)

歩行者デッキのたばこの吸殻のポイ捨て状況を調査したところ、数か所の歩行者デッキに吸殻がみられ、歩行中の喫煙者が後を絶たない状況が見受けられた。

これについて、協議会事務局(さいたま市新都心まちづくり室)では、歩行者デッキ

実施するとの回答があった。

支社(5か所)

支社内すべてのフロアを完全分煙するためには多額の経費が必要なことから、分煙方法及び喫煙か所数等を日本郵政公社本社と調整して、完全分煙のための計画を策定する。

なお、一度に多額の予算を確保することは厳しいことから、順次必要な措置を講じる。

郵便局(4か所)

18年度早期に、完全分煙を行うためのブースを設置する計画である。

簡易保険加入者施設(9か所)

平成18年度中に新たな喫煙室を設置し、既存の喫煙場所(9か所)を廃止する予定である。

#### 路上喫煙防止対策の状況

「さいたま新都心」における歩行者デッキの喫煙防止対策については、平成18年1月26日開催の「さいたま新都心まちづくり推進協議会」の「都市管理部会」に、当該歩行者デッキの路上喫煙対策について議事提案された結果、出席構成員の賛成多数により当該歩行者デッキは歩行禁煙とすることが決定された。

今後、部会の事務局において、歩行者デッキの範囲、周知の方法等を整理した上、実施時期については、各施設管理者に通知される予定であり、これを受けて、国の行政機関及び日本郵政公社の機関の管理区域内の歩行者デッキについては歩行禁煙とする予定である。

の喫煙防止対策については、特に議題や話題になったことがないとしている。

このような状況から、「さいたま新都心」における歩行者デッキのように、より良いまちづくりを推進するためには、路上喫煙防止対策に関しても、各施設管理者が加入している協議会等の場を利用して、協議、検討することが望まれる。

なお、協議会等の構成員に国の行政機関が参加している場合には、健康増進法の趣旨を参考に、路上喫煙防止対策に積極的に協力する必要がある。